

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更（案）

資料4別紙1  
（環境省資料）

1. 趣旨

北九州事業地域の大型変圧器・コンデンサー等について、大阪事業地域及び豊田事業地域の処理対象物とするもの。  
また、事業終了準備期間を活用した処理の実施を明確にするもの。

2. 変更内容

下表のとおり。

（傍線部分は変更部分）

変 更 後	現 行
<p>第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的処理完了期限等</p> <p>日本全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物を一日でも早期に処理するため、国、都道府県市（都道府県及び特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。以下説明のないものは同じ。）、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等の関係者は、緊密な協力の下に、これまでに整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制に基づき、今後も安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこととする。具体的には、次の表に掲げるとおり、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した変圧器及</p>	<p>第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的処理完了期限等</p> <p>日本全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物を一日でも早期に処理するため、国、都道府県市（都道府県及び特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。以下説明のないものは同じ。）、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等の関係者は、緊密な協力の下に、これまでに整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制に基づき、今後も安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこととする。具体的には、次の表に掲げるとおり、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した変圧器及</p>

び3 kg以上の電気機器が廃棄物となったもの(以下「大型変圧器等」という。)、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用したコンデンサー及び3 kg以上の電気機器が廃棄物となったもの(以下「大型コンデンサー等」という。)並びに廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油(以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。)(これらを「大型変圧器・コンデンサー等」と総称する。)のうち、各拠点の広域処理施設において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の拠点の広域処理施設の処理能力を活用することで一日も早い円滑な処理を可能とするため、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各拠点の広域処理施設の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。また、北九州事業地域で計画的処理完了期限の後に新規発見された大型変圧器及びコンデンサー等について、大阪事業及び豊田事業において処理を行う。

また、安定器及び汚染物等(高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用したコンデンサーのうち3 kg未満のもの(以下「小型コンデンサー」という。)、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたものをいう。以下同じ。)については、北九州事業及び北海道事業の2カ所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器及び汚染物等(大阪事業、豊田事業及び東京事業において処理可能なものを除く。)の処理を行うこととする。

この体制において、各事業はそれぞれ対応する拠点の広域処理施設で実施され、各事業の進捗状況や施設の能力などにより、次の表のとおり異なる計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を設けている。

各事業における処理対象物の処理完遂に向けて、今後の処理の見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用して処理を実施することとする。

び3 kg以上の電気機器が廃棄物となったもの(以下「大型変圧器等」という。)、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用したコンデンサー及び3 kg以上の電気機器が廃棄物となったもの(以下「大型コンデンサー等」という。)並びに廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油(以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。)(これらを「大型変圧器・コンデンサー等」と総称する。)のうち、各拠点の広域処理施設において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の拠点の広域処理施設の処理能力を活用することで一日も早い円滑な処理を可能とするため、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各拠点の広域処理施設の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。

また、安定器及び汚染物等(高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用したコンデンサーのうち3 kg未満のもの(以下「小型コンデンサー」という。)、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたものをいう。以下同じ。)については、北九州事業及び北海道事業の2カ所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器及び汚染物等(大阪事業、豊田事業及び東京事業において処理可能なものを除く。)の処理を行うこととする。

この体制において、各事業はそれぞれ対応する拠点の広域処理施設で実施され、各事業の進捗状況や施設の能力などにより、次の表のとおり異なる計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を設けている。

事業名 (実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間
(略)						
大阪 (大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	A地域の大型変圧器・コンデンサー等の一部 C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部 E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
					(略)	(略)
豊田 (愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	A地域の大型変圧器・コンデンサー等の一部 B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
					(略)	(略)
(略)						

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

事業名 (実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間
(略)						
大阪 (大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部 E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	令和4年3月31日	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
					(略)	(略)
豊田 (愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	令和5年3月31日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
					(略)	(略)
(略)						

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

第3節・第4節（略）

第3節・第4節（略）

第2章～第6章（略）

第2章～第6章（略）

### 3．今後のスケジュール

4 / 14～5 / 13：パブリックコメント

5月下旬～6月頃：閣議決定